

# 令和5年第1回那珂川町議会定例会

## 議事日程(第2号)

令和5年3月3日(金曜日) 午前10時開議

### 日程第1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

#### 出席議員(13名)

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

#### 欠席議員(なし)

---

#### 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	内田浩二
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	岩村房行
総務課長	笠井真一	企画財政課長	小松重隆
税務課長	星善浩	住民課長	加藤啓子
生活環境課長	薄井亮	健康福祉課長	薄井和夫
子育て支援課長	板橋文子	建設課長	佐藤裕之
産業振興課長	深澤昌美	上下水道課長	益子泰浩
農業委員会事務局長	田角章	学校教育課長	藤浪京子

生涯学習課長 高瀬敏之

---

職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長 星 学 書記 金子洋子

書記 佐藤 武

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
- 

◎一般質問

- 議長（益子純恵） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
- 

◇ 高野 泉

- 議長（益子純恵） 3番、高野 泉議員の質問を許可します。

高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

- 3番（高野 泉） 3番、高野泉です。改めまして、おはようございます。

議長より発言の許可をいただきましたので、通告書に基づき1項目につきまして一般質問を行います。執行部の建設的な答弁を期待いたします。

町の重点施策の一つに移住・定住が位置づけられております。都心から郊外への移住ニーズが高まる中、移住・定住の促進について伺います。

少子・高齢化と人口減少が進む中、私たちの生活、インフラや教育・福祉のサービスを将

来にわたり維持し、改善していくためには、何ととっても財源、そして、サービスの担い手が必要です。

特色ある住みよい魅力的なまちづくりを通じて、移住者・転入者を増やし、また、定住促進、すなわち転出者を減らすことに挑戦していかなければなりません。しかし、人口対策は効果が出るまでに時間がかかるものであります。一方で、コロナ禍の緩和により、最近では、東京への転出超過が増えてきている状況です。また、ほかの自治体も国の政策により、移住・定住施策が増えている状況でございます。那珂川町の特色を生かした魅力ある施策が必要と考えます。

これらを踏まえ、5つの細目について伺います。

細目1、移住・定住促進に向けた町の取組状況と課題について伺います。

細目2、移住・定住促進に向け、専門のコンシェルジュを配置し、移住・定住に特化した拠点を設置すべきと考えるが、町の考えを伺います。

細目3、教育移住に対する町の支援について伺います。

細目4、移住者と地域住民との信頼関係構築に向けた町の取組について伺います。

細目5、移住・定住促進に向けた情報発信の状況と今後の取組について伺います。

以上、5つの細目についてお伺いをいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

○町長（福島泰夫） 改めまして、おはようございます。

移住・定住促進についてのご質問にお答えをいたします。

まず1点目、町の取組状況と課題についてですが、町ではこれまでに町有地を住宅用地として整備し、家を建てる方に対して、20年間無償で貸し出す「農ある田舎暮らし高手の里」、短期間の生活体験ができる「いきいき田舎暮らし体験住宅」、町内の空き家や空き地を紹介する「地域資源情報バンク」、子育て世帯向け集合住宅である「エミナール那珂川」などの事業を行ってまいりました。このほか、都市部の住民を受け入れ、地域活動を行ってもらう地域おこし協力隊、首都圏の親子をターゲットにしたワーケーションモニターツアー、移住者のインタビュー記事を発信する「なかがわぐらしプロモーション事業」を実施してまいりました。

これらの事業により、一定の成果を上げられているものの、人口減少の歯止めには至っておりません。引き続き移住・定住希望者のニーズの把握に努め、「なかがわぐらし」推進係

を中心に関係各課、関係団体等と連携し、移住・定住者の増加を図ってまいります。

以上であります。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ご質問の2点目、専門のコンシェルジュの配置と拠点の設置についてお答えいたします。

町では、令和元年度から令和3年度まで移住相談体制や情報発信の強化を図るため、地域おこし協力隊を配置してまいりました。令和3年度末をもって隊員が退任したため、現在は配置しておりませんが、引き続き募集を行ってまいりたいと考えております。

移住・定住に特化した拠点の設置についてですが、現在は移住・定住に関する相談等は役場の企画財政課において対応をしております。相談内容は、仕事や子育て、住まいの情報など多岐にわたっているため、担当する部署にすぐ近くに確認できるというメリットがあります。

しかし、移住・定住希望者が立ち寄りやすく相談しやすい場所への拠点の設置も、移住・定住の促進には有効な手段であります。県内では、鉄道の駅の近くや、複合施設内など多くの人が集まりやすい役場以外の場所に相談窓口を設置する市町もありますので、先進的な事例等を調査・研究し、検討してまいりたいと考えております。

○議長（益子純恵） 学校教育課長。

○学校教育課長（藤浪京子） ご質問の3点目、教育移住に対する町の支援についてですが、一般的に子どものよりよい教育環境を求めて地方や海外へ移住することを教育移住と呼ばれています。

近年自然豊かな環境で子どもの個性に合わせて教育することに注目が高まっており、都会から地方へ教育移住するとの報道をよく耳にしますが、当町の小・中学校においても、積極的に受け入れたいと考えております。

そこで、移住先に選ばれるために必要な魅力ある学習環境の構築と併せて、教育移住者の受入れに力を入れている他市町との差別化を図る取組が必要となりますが、当町においては、町内の子どもたちの将来を見据えた教育活動を第一優先とし、その延長線上に当町への教育移住者が増えるという流れができることを願っているところです。

この考えの下に、当町においては小規模校の優位性を生かした児童生徒にとって実りの多い学校生活を送れるよう、充実した教育活動及び地域と連携した学校経営に努めているとこ

ろです。

一例を申しますと、少人数によるきめ細かな学習指導や、児童生徒の多様性を理解、尊重し、学年間が垣根を超えた連携・協働による学校生活の運営など児童生徒一人一人に寄り添った丁寧な教育活動を実施しております。また、コミュニティ・スクールの運営により、地域が方々とのつながりや、郷土愛の醸成を図っております。学力向上に関しましては、特に英語教育に力を入れており、認定こども園から中学校まで学びの連続性を重視した英語教育を推進しております。

また、教育移住に向けての取組につきましては、当町の特色ある教育活動や豊かな自然の中で地域との関わりを持った伸び伸びとした教育環境を多くの方に知ってもらい、移住先に那珂川町が選ばれるよう当町の小・中学校の魅力を広く情報発信していきたいと考えております。

なお、町内の関係各課と連携を図りながら、推進してまいります。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ご質問の4点目、信頼関係の構築に向けた町の取組についてですが、移住相談者には移住後、スムーズに那珂川町での生活が送れるよう気候や慣習などの情報提供を丁寧にするよう心がけております。

しかし、最近では移住の考え方も多様化しており、都市部と地方の両方に拠点を持つ二地域居住をする方も増えている状況です。家を取得しても不在が多いと、周辺の住民には不審を抱かれかねません。町としましては、地域側に対しても適切な情報提供に努め、移住者と地域住民が良好な関係で生活が送れるよう支援してまいります。

次に、5点目、情報発信の状況と今後の取組についてですが、町のホームページ内に移住・定住に関する情報をまとめたページを設置して、発信しております。また、町内の空き家や空き地を紹介する地域資源情報バンク「なかがわぐらし」のサイト内では、移住者のインタビュー記事を掲載し、移住に至った経緯や移住後の活動などを発信することで、那珂川町での暮らしをイメージしやすくしております。

このほか、町が行う移住・定住施策や各種補助制度を紹介する定住促進ガイドブックを作成し、配布しているほか、那須塩原市を中心市とした那須地域定住自立圏では、圏域内を巡る移住体験ツアーの開催や移住者を紹介するパンフレットを作成し、広域連携で移住者の確保に取り組んでおります。

今後の取組については、ホームページやSNSを中心に、住居や仕事、買物や病院など、

生活に関わる情報の充実を図るほか、首都圏等での移住セミナーの開催など、関係各課や関係機関と連携し、那珂川町の魅力を発信し、移住・定住の促進を図ってまいります。

以上であります。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） それでは、1項目めの再質問をします。

現状の取組については分かりました。いろいろな施策、計画実施をして、人口減少に歯止めをかけるように実施をしているかと思えます。また、支援に向けた補助金等についても充実をしているというふうに思っております。

町の重点プロジェクトの中で、その指標として転出者の減少を挙げておられます。2015年から2019年、この間、令和2年の転出超過数983人、それに対して令和3年度から令和7年度転出超過数を783人という目標値を挙げておられます。令和5年度の現在の転出超過数は何人か伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

現在のところの転出超過数の詳細な資料を持ち合わせておりませんので、後ほど確認のほうはさせていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） 現在の転出超過数、後ほど確認をさせていただきたいと思えます。

これからの時代は、町民の協働が求められております。限られた財源の中で、最大限の効果を生み出すためには、行政だけの力では限界があると思われれます。いかに町民の力を生かして、住みよい、住んでよかった、住み続けたいと思えるまちづくりを進めていけるかが重要と思えます。

冒頭でも言いましたが、人口対策は効果が出るまでに時間がかかるものであります。移住・定住施策はやってみないことには、何がうまくいくのか、いかないのか、あらかじめ組み立てにくい部分も多く、最初から大成功することはなかなか難しいと思われれます。そのためには、効果を検証し、修正をかけていくための具体的な指標が必要です。トライ・アンド・エラーを繰り返し施策を続けてさせていただきたいと思えます。

細目1の質問を終わりにします。

続きまして、細目2の再質問をします。

益子町では、益子町道の駅内に移住サポートセンターましこのコンシェルジュが配置されております。地域コンシェルジュによる移住者への広い情報提供とワンストップ窓口、移住後のアフターサービスも含め運営されております。移住・定住経験者の職員が1名、再雇用者1名、計2名、土・日対応で対応しています。コンシェルジュが益子町に移住を検討されている方をサポートしております。

道の駅内に配置することで、気軽に相談できる体制を取っております。また、相談件数は空き家相談などを含め、月に20件ほどあると伺っております。

町は、地域おこし協力隊募集をするということですが、最近では、宅地建物取引士等移住経験者の配置など専門性が求められております。専門性を持った人がいることで安心感が増し、利用拡大につながるのかと考えます。

そこで、専門性を持つ人材、コンシェルジュを採用する考えがあるか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

コンシェルジュには、町の制度をはじめ、不動産に関する知識も兼ね備えることで、より細やかな案内ができるかと考えてはおります。

地域おこし協力隊を募集する際に、そういった資格等を有するというような条件で募集した場合に、現状なかなか条件に合った応募がないような状況もあるかと思えます。町としましては、応募の段階で資格がなくとも、協力隊で入っていただいた後に、必要に応じて資格等の取得を支援する制度も設けておりますので、そちらを活用しながら、育成をしていければと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

[3番 高野 泉 登壇]

○3番（高野 泉） 次の質問に移りたいと思います。

安心して相談ができる専門性を持つ民間の不動産業者など、あるいは宅地建物取引協会などの法人との連携・協定を結ぶ考えはあるか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

不動産関係の協定の件ですが、現在町で運用しています地域資源情報バンクを運用開始する際に、栃木県宅地建物取引業協会と協定の締結はさせていただいております。

協定の内容につきましては、協会の会員に地域資源情報バンクの空き家等の媒介に関する業務を担ってもらっているところです。会員は専門知識を有しておりますので、町の担当職員にとっても事務の効率化につながっているところであります。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） 昨年、視察で宮城県の七ヶ宿町に行きました。そこには、移住・定住の拠点があります。くらし研究所、くらしC a f e、移住・定住支援センターです。その中にあるくらし研究所の基地は、築100年の古民家です。この基地には、町の人たちが自然と集まり、田舎に生きる面白さや知恵を教えてください。町の人、移住する人、移住を考える人、観光に来た人、みんなここに集まって情報交換をしております。

益子町も同様に、道の駅ましこ内に拠点を設置し、移住相談者が気軽に相談できる体制を取っております。

気軽に集まれる拠点があるということは、町の活性化にもつながると考えます。ぜひ設置をしていただきたいと思います。

細目2についての再質問は終わりにいたします。

次に、細目3の再質問をいたします。

教育の魅力化は教育政策でもあり、実は移住・定住促進の政策でもあります。人口減少社会の地方自治体にとって、教育環境は重要な役割を果たしていると認識しております。

2019年12月に閣議決定された第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略では、地域と高等学校の協働による問題発見、解決する探究的な学びを推進することや、地域に誇りを持つ人材の育成という方針が述べられております。

地域に誇りを持つ人材を小学校、中学校、高等学校では関係する各教科等において、地域に関する内容が実施されているほか、総合的な学習の時間においても、地域の人々の暮らしや伝統と文化をテーマとした取組も行われております。

小学校、中学校、高等学校において、各教科等の学習を通じて、地域の産業や文化等への理解を深めるふるさと教育等により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進するとあります。将来的には、地域の児童及び生徒が地域経済・社会の担い手となることが期待されております。

す。

その背景には、出身市町村への親しみを持つ者、高校時代までの間に地元企業を知っていた者は、将来的に出身市町村へのUターンを希望する率が高い傾向にあると、自らの地域を知ることが、将来的なUターン、そして、地域の将来を支える人材の確保につながる可能性があるというふうにも述べられております。

那珂川町も高校生マイプロジェクト支援事業を行っております。那珂川学を通じた地域連携探求を実施しております。中学校でもマイチャレンジを実施し、地元事業者などの協力を得て、地域を知る活動を実施しております。地域の学校がチャレンジしている姿勢を伝えることにより、その情報は移住を考える上での一つの安心材料と考えられます。

そこで、早い小学校の段階から、地域の企業など地域を知る活動に取り組むことはできないか、お伺いします。

○議長（益子純恵） 教育長。

〔教育長 吉成伸也 登壇〕

○教育長（吉成伸也） ただいまの質問に私のほうから答弁をさせていただきます。

中学生のマイチャレンジにつきましては、キャリア教育の一環ということで行われております。小学生にもそういった地域の企業の見学や体験が必要なのではないかというご指摘だったと思います。

小学生は現在発達段階に応じまして、キャリア教育を推進しているところなんですけれども、小学校1年生に入学しますと、子供たちはキャリアパスポートというファイルを持します。それに自分の将来に向けた様々な学習を、ポートフォリオすると、いろんな資料をそこに挟んでいくと。それを中学校卒業、場合によっては高校までそれを継続して学習をしていく、そんな取組になっております。

小学校では、議員おっしゃいましたように、職場見学の中で、その職場の体験をさせていくという、そういう活動を取り入れているところがございます。そういった中で、小学生については推進していければと考えているところです。

なお、企業連携というのが、大きな課題になりますので、そういった理解をいただける地域の企業、これらの発掘についても取り組んでいかなければいけないと考えているところがございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） 早い段階から地元の企業、地域を知ることが将来のUターンに非常につながるかと考えますので、ぜひ小学校から携わるということを経験をさせていただければと思います。

次の質問に入ります。

教育移住検討者の子供は未就学児であることが多く、教育移住に対する関心が強く、ニーズが多くあります。その中での関心は、自然豊かな環境で子育てができるということが多いです。生活環境を変えることで、個々の個性に合わせた教育内容のニーズが高まっております。教育移住によって得られるメリットは、自然豊かな子供の個性に合わせた教育環境、安全な日常生活など、都会では決して享受できないものがあります。

那珂川町では、保育士がきちんと指導を練り、それに基づいて指導を行う設定保育を導入しているかと思えます。一方、移住希望者の中には、子供たちの自主性を重んじて、自由に遊べる環境を構築する自由保育、これは毎日森の中で過ごすスタイルのニーズが高まっております。森の幼稚園とも言われております。

そこで、移住希望者のニーズに合わせた自由保育、自然体験活動を取り入れる考えはあるか伺います。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） ただいまの質問にお答えいたします。

町では、認定こども園が2園、それから、就学前のお子さんを親子で通える子育て支援センターがございまして、そちらは、認定こども園ということで、昔の幼稚園、それから保育所、それが一緒になった形で認定こども園ということですので、幼稚園時代のように朝みんなが集まって、同じことをするという時間もありますけれども、わかあゆもひばりも自然の中にございまして、日中先生たちと園外にも出向きますし、園庭で遊具だけではなく、自然を用いて遊ぶという集団体験は行っておりますので、那珂川町独自のこども園ということで2園しかないですけれども、どちらも自然を有効に活用させていただいて、保育は行っていると考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） ぜひ移住希望者のニーズを見据えた取組を考えて、教育移住に対するの

推進を図っていただきたいと考えます。

以上で3項目めの再質問は終わりにしたいと思います。

次に、細目4の再質問ですが、見知らぬ土地に移住しようかと検討し始めたときに、受け入れやすい集落を見いだすためには、地域での移住後のサポート体制が重要と考えます。とはいえ、行政の関わりでは限界があります。その先の地域住民とのつながりは共助の部分が大きいと考えます。いかに地域との関係を築くことが最終的には移住・定住の大きな課題の一つと考えます。

ある地域では、集落に募集を募り、モデル事業として、集落が移住に関わり、テスト的な試みで地域のサポートを行っている自治体もごぞいます。

また、新潟県上越市ふるさと暮らし支援センターでは、48地区ある各町内会、自治会の状況を紹介しているホームページがあります。中身としては、自治会の位置図だったり、自治会紹介シートを作成し、インフラ等の状況や、最寄りの施設等のアクセス、共同作業の実施状況、空き家状況の紹介などに取り組んでいます。

行政区長連絡会議等で、移住課題を議論して検討していただきたいと思います。また、先進事例を含め、移住者と地域住民の良好な関係で生活が送れるよう、支援体制を強化していただけることを期待しまして、細目4については終わりにしたいと思います。

続きまして、細目5の再質問をします。

情報の発信は重要と考えます。見知らぬ土地で移住しようかと検討を始めたときに、移住先の情報を手に入れることはとても大切です。また、多くの人に関心を持ってもらうことが重要と考えます。

町ホームページ内に移住・定住に関する情報をまとめたページですが、そこでは、教育移住についての項目があります。その中では、各小・中学校のホームページにつながっております。

しかし、小・中学校の情報案内しかありません。未就学児を持っている親御さんにも移住に関しての保育園等の情報があると、選択肢の幅が増えるかと思われます。項目の中に取り入れてはどうかと考えますが、この点についてどう考えるかお伺いします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えします。

町の移住・定住に関するホームページ、内容についてはまだまだ改良する点は多くあるかと思しますので、例えば相談窓口に来た場合にホームページをご覧になったという話もさ

せてもらいながら、また、内部でも関係各課連携しながら、移住・定住のホームページの改良、見やすいPRできるようなホームページにしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） ホームページ内にある田舎暮らし体験の項目では、高手の里の案内のほか、那珂川町についての案内項目があります。温泉、ゴルフ場、釣り、八溝そば、広重美術館、小砂焼の紹介です。しかし、この案内では、町の魅力が伝わるとは感じられません。もっと具体的な情報が欲しいと思います。

例えば、このサイトの中で、観光協会などの情報にスキップできるような構成に変えて、那珂川町の魅力を伝えられればもっと観光案内が容易にできて、集客にもつながる魅力あるホームページになるかと思われます。

また、ゴルフ場でいえば、栃木県のゴルフ場数は全国第3位で、1万人当たりのゴルフ場数では0.92で、全国1位の環境にあります。あのゴルフ銀座と呼ばれる千葉県の0.26を大きく引き離しております。さらに、那珂川町町内だけではなく、町から15キロ範囲で考えれば、もっと多くのゴルフ場があり、那珂川町の立地はすばらしいものがあると思われます。

移住がイメージできるような内容が必要かと考えます。子育て世代、新規就農者、シニア世代等のターゲットを絞ったPRが有効と考え、具体的な情報発信と説明が必要かと思います。

そこで、町のホームページを更新する考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えします。

ホームページの更新については、先ほど申したとおり、その部分だけではなく、総体的に取組のほうはさせていただきたいと考えております。

その中で、移住者が見やすいようなテーマごと、例えば教育、移住であるとか、新規就農の農業関係などというような見やすいような形でつくり上げていきたい。場合によっては、今の情報化時代ですので、VR的なものの検討、費用の面で難しいとは思いますが、そういう取組をされているような自治体もあろうかと思いますので、そういうのも併せて調査研究させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） 今答弁にありましたように、ホームページの更新を考え、より分かりやすい情報発信になるように進めていただきたいと考えております。

次に、町はインターネットのアクセス数を目標にしておりますが、移住・定住サイトのアクセス数を施策の指標として、移住・定住サイトそれぞれのサイトでアクセス数を把握し、どこにニーズがあるのか、興味があるかを捉え、施策に反映してはどうかと考えますが、どのように考えるかお伺いします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

ホームページ等のアクセス数に関してですが、新規事業情報バンクの情報サイトについてはカウンターを設置しております。そのサイトは平成27年に、開設して以来、現在で120万件のアクセス数となっております。1日平均で約500件というようなサイトであり、見ていただいている部分かと思っておりますので、そういう部分も踏まえて、先ほど申し上げたとおり、中身の充実を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 高野 泉議員。

〔3番 高野 泉 登壇〕

○3番（高野 泉） 那珂川町の魅力が伝わるようなホームページを考え、情報発信をお願いいたします。

移住・定住促進については、答弁にありましたように、なかがわぐらし推進係を中心に関係各課、関係団体との連携、地域協働することが重要だと考えます。一方で、就農支援や就職支援、地域での働く場所をつくり、転出者を少しでも減少させる施策も必要だと考えます。転入者を増やし、転出者を減少させる施策と両方を捉え、成果へとつないでいける今後の行政運営に期待をいたしまして、私の一般質問を終わりにしたいと思います。

○議長（益子純恵） 3番、高野 泉議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前 11 時 00 分

○議長（益子純恵） 再開します。

---

◇ 川 俣 義 雅

○議長（益子純恵） 6 番、川俣義雅議員の質問を許可します。

川俣義雅議員。

〔6 番 川俣義雅 登壇〕

○6 番（川俣義雅） 川俣義雅です。

2 項目質問します。

町が行っている集団検診についてと、ごみを限りなく減らすという町の方針についてです。

まず、集団検診についてですが、私たちは食事や運動などを取り入れるなど、できるだけ健康な生活を送りたいと思っています。そのためには、自分の体がどう変化してきているかを客観的に知ることが欠かせません。その大事な機会が町で毎年行っている集団検診であると思います。

その集団検診項目の中に、視力検査と聴力検査がないのはどうしてなのだろうと思い、3 点質問をします。

1 点目は、基本健診の検査項目に視力検査と聴力検査がない理由を伺います。

2 点目に、県内の市と町で視力・聴力検査の実施状況について伺います。

3 点目に、基本健診において、私は視力・聴力検査が必要であると考えますが、町の考えを伺います。お願いします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 町の集団検診についてのご質問にお答えいたします。

まず、1 点目、基本健診の検査項目に視力・聴力検査がない理由についてですが、町では健康増進法第19条の2に定められた健康増進事業として、健診事業を実施しております。具体的な検査内容については、健康増進法施行規則第4条の2に定められており、厚生労働省の健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針において、健康診査の実施内

容に関する詳細が記載されております。

その指針の中で、健康診査の在り方として実施すべき検査項目が挙げられており、そこに、視力検査、聴力検査は含まれておりませんので、町の基本健診では視力検査、聴力検査を実施しておりません。

次に、2点目、県内他市町における視力・聴力検査の実施状況についてですが、栃木県に確認いたしましたが、県内の他市町において、集団検診の中で視力・聴力検査を実施している自治体はございません。

次に、3点目、基本健診における視力・聴力検査の実施に対する町の考えについてですが、町の集団検診は健康増進法に基づく健診であるため、視力・聴力検査は検査項目に該当しておりません。今後は国の制度改正や近隣市町の状況など最新情報を把握しながら、対応してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目に関する再質問です。

指針にないということから視力検査、聴力検査をやっていないということなのですが、この指針というのはいつ頃出て、いつ頃からこの視力・聴力検査を実施しない健康診断をやっているのでしょうか。分かったら、教えていただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまのご質問にお答えいたします。

指針につきましては、平成16年厚生労働省告示第242号となっております。告示はこの時点ですが、その前にこの基になるものがあつたかもしれませんが、正確なものはございません。指針において、かつて視力検査、聴力検査というものは含まれていないというふうに把握しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） つまり国のほうで定められた法律、それに基づいて、施行規則もつくられていますけれども、それに基づいて健診を行っている。他の市町も同じということだと思います。

必要性を感じてやっている、不必要だからやっていないということではなくて、単に法に書いてあるから、それは検査項目にないということだというふうに理解します。

2点目についても同じような考え方で国のやり方に従っているということだと思います。

3点目についての再質問です。

町の職員の皆さんも健診を受けていますね。その健診に視力検査と聴力検査はありますか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 町の職員につきましては、那珂川町役場が事業所として健康診断を実施しております。そちらは事業所としての健康診断ですので、健康増進法ではなく、労働安全衛生法、そちらの基準により健康診断を実施しているものであります。

労働安全衛生法におきましては、事業者が労働者の雇入れ時の健康診断と、それから、定期健康診断が義務づけられているものでございまして、そちらはいずれも視力検査、聴力検査は含まれてございます。労働安全法では、職場における労働者の安全確保、それから適正配置、そういったものに資するために、視力・聴力検査も実施していると理解しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 職員さんたちの健診には視力検査、聴力検査があるということなのですが、町の事業だということなんですけれども、安全確保のためという理由で今行われているということなんです。それと、もう一つありましたね。仕事をしていく上で、町民との対話とか受け答えしますよね。そういうときに、なかなかよく見えなかったり、聞こえなかったりということが差し障るので、そういうことがないように、健康診断でそれを調べているのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまの質問にお答えいたします。

確かに議員さんのおっしゃるとおり、厚生労働省のほうでは、労働者の適正配置に資するというので、視力の状況、それから聴力の状況、そういったものがその労働者を配置して、どういった場所で仕事をさせるか、そういったところに影響しますので、そういった検査が必要だということになっております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） それでは、小学校、中学校で行われている健診に視力検査、聴力検査はあるでしょうか。

○議長（益子純恵） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時11分

○議長（益子純恵） 再開します。

では、答弁お願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまの質問にお答えいたします。

小・中学校などの学校の児童生徒につきましては、学校保健法に基づいて検査を実施しておりますので、視力検査は実施しております。ただし、聴力のほうは実施しておりません。

以上となります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 視力検査だけ実施していると。聴力検査、毎年、毎年はやっていないかもしれませんね。

要するに私が言いたいのは、学校で行われている健診に視力検査だけでもあると。役場職員の健診には視力・聴力検査があると。しかし、町民が受けている健診には両方ないと。これはどういうことでしょうか。どう思われますか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 基本的には、役場、その他の事業所もそうですが、そちらは労働安全衛生法に基づいて健康診断を行っているのですが、視力・聴力検査があると、学校は学校保健法に基づいているので視力があるということになっておりまして、住民健診に関しましては、健康増進法や国民健康保険法などの検査項目に基づいておりますので、視力・聴力はないという形で実施しております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 法律が違うということだというふうに思います。一般町民にとって、視力や聴力を正確に知ることは、これは必要です。

自分の体験を言わせていただきます。私は子供の頃からずっといわゆる1.5とか、1.2まで見えましたが、視力はいいと思っていました。新聞などの字が見えなくなって老眼鏡を使うようになってからも遠くはちゃんと見えていました。しかし、七、八年前遠くがぼやけて見えるようになり、それがどんどんひどくなってきて、車の運転がしにくくなり、眼科で検診を受けました。何と0.1も見えなくなっていて白内障と診断されました。手術を受け、今は視力が回復していますが、極端に視力が落ちていることを客観的な数字で理解できていたなら、もっと早く受診していただろうと思います。

車の運転の免許更新時に視力検査を行います。3年とか5年たたないうちに、急激に衰えることもあります。毎年行われる基本健診で視力の状態を知ることは、運転に限らず大切なことであると感じています。

職業はなくても、働いていなくても、自分の視力を客観的に知り、対処を考えることができるというのは、自立的に生きる上で必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、一般の方の健康診断につきましては、健康増進法、それから国民健康保険法、そういった枠組みで実施しておりますので、そちらは健康を害するおそれがある生活習慣病に関する内臓関係、それから血管関係、そういった関係の検査項目がございますが、そちらには視力検査、聴力検査は含まれてございません。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） やはり法律に基づいて実施しているので、必要、不必要でないかということではなくて、視力検査、聴力検査やっていないということだと思います。

図らずも今日は3月3日、耳の日です。聴力に関して先日、下野新聞に「補聴器で広がる夢のような世界」と題した投書がありました。少し読ませてもらいます。

3年ほど前から周りの人達の話が聞き取りづらくなり、みんなの輪から外れてしまうよう

で、卑屈な気持ちになった。途中略します。補聴器をつける決心をした。夢のような世界が待っていた。自分の足音、小鳥のさえずり、まな板で切るとんたとん、フライパンに油ばちばち、自分の世界が彩られた。略します。ということです。

聞こえの力、聴力も年齢とともに徐々に衰えることは仕方ありません。しかし、少しずつであるために、聞こえにくくなったという自覚が難しいのだと思います。聞こえにくくなっているのをそのままにしておくと、人との会話がおっくうになり、やがて認知症になりやすいと言われてしています。

聴力がこれほど落ちているという、そういう客観的な数値で示されれば、補聴器をつけるなど対処を考えることができるのではないかと思います。

以前にも言いましたけれども、イギリス、フランス、北欧の国々では補聴器購入に国から全額補助が出ています。国内でも13万円の補助を出している東京都港区など助成する自治体がどんどん増えています。那珂川町でもそうしてほしいと思っていますが、その前提として、集団検診で聴力検査をぜひ実施してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返しの答弁になりますが、視力検査、聴力検査につきましては、健康増進法の対象外の検査でございますので、そういったものにつきましては、健康診断について検査の必要性が本当にあるのかどうか。あとは、国の補助の対象外となりますので、全額町の費用負担になること。それから、果たして検査の実施体制が取れるのかどうかなど、非常に課題が多い状況となっておりますので、国制度改正や、それから県内各市町の動向などを見ながら調査・研究していきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 国が示す基準とか、要綱とか、指針とか、それになくても必要だから実施するということは、自治体はいろいろやっていると私は思います。

例えば、給食費の半額補助、これも国はやっていませんし、国の答弁では、材料費は保護者負担というのを今でも言っています。それから、来年度から実施します18歳までの医療費無償、これも国は実施していません。そういうふうがたくさんそういう例はあります。

町民のために、国に先んじて集団検診に視力検査、聴力検査を実施してもらいたいと思

ますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまのご質問にお答えいたします。

やはり繰り返してしまいますが、こちら、視力検査、聴力検査につきましては、国のほうの健康増進法の対象外で、指針に検査項目として入っていないということでございますので、検査の必要性でありますとか、費用負担はどうするのか、それから、検査の実施体制が組めるのかなど非常に多くの課題を抱えていますので、やはり国の制度がどのように変わるのか、それから、他市町で導入の傾向があるのかなど、そういったものをしっかりと見ながら、調査研究を続けたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 先ほど言った給食費の問題とか、医療費の問題とか、それから、補聴器の補助もそうですね、国がやらなくても必要に応じて自治体はやっているんですね。本当は国がやるべきだと私は思っているんですよ、思っているんですけども、そうでなくても、必要ならばやると。必要か必要でないか、それを最優先に考えていただきたいと思います。

2項目めの質問はごみ問題です。

今、この那珂川町と那須烏山市で構成する南那須地区広域行政事務組合で、現在大桶にあるごみ焼却施設などの移転が大きな問題になっています。

地球温暖化対策を徹底し、持続可能な社会にしていくためにも温暖化の原因である二酸化炭素をできるだけ出さないよう、何でも燃やしてしまえばよいという今までのやり方は改めなければならないと思います。

町は、二酸化炭素の排出量を2050年までに実質ゼロにするというゼロカーボンシティに名乗りを上げています。そして、町の総合振興計画では、第5章人と自然が共生するまちづくりの第3節循環型社会の構築にこう書かれています。

1人当たりのごみの排出量は増加し、住民の生活スタイルが大量消費型のままであることがうかがえます。可燃ごみの増加は、二酸化炭素の排出量増加につながり、地球温暖化を加速させることとなりますと現状を分析した上で、住民一人一人が環境に配慮した生活を実践し、ごみの減量化を図るために、ごみを限りなくゼロにしていくゼロ・ウェイストに取り組むことが必要ですと課題を明らかにしています。

そこで、5点伺います。

1点目に、町はごみを出さないゼロ・ウェイストに取り組むとしているが、紙類、プラスチック類の分別回収、資源化をどのように進める考えか伺います。

2点目に、厨芥類、これは台所から出るいわゆる生ごみです。厨芥類、草、木、竹などの堆肥化をどのように進める考えか伺います。

3点目に、1人当たりのごみ年間排出量について、2020年の295キログラムを2025年に236キログラムにするという目標ですが、ごみゼロを目指すためには目標をもっと下げるべきではないかと思いますが、考えを伺います。

4点目に、徹底したごみの分別回収のため、戸別回収に取り組む考えはあるか伺います。

5点目に、ゼロ・ウェイスト実現のためには、町民一人一人の協力が不可欠であるが、どのようにして町民の理解を得ていく考えか伺います。

お願いします。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） それでは、ごみを限りなく減らす方針についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目、紙類、プラスチック類の分別回収、資源化についてですが、ゼロ・ウェイストとは、ごみをゼロにすること目標にできるだけ廃棄物を減らそうとする活動で、具体的にはごみの出ない生活スタイルを取ることといいます。

現在町では、紙類の分別を新聞・チラシ、段ボール、雑誌・雑紙の3種類で分別回収をしております。新聞や段ボール、雑誌についてはおおむね分別がされていると考えておりますが、雑紙として回収している菓子箱や包装紙など大きさもまちまちでまとめづらいものが燃やすごみとして出される場合が多いと思われまます。

町では、「ゴミ分別ハンドブック」やごみの分け方、出し方のチラシを各家庭に配布し、雑紙の分別の仕方や排出方法など写真入りで周知しておりますが、なかなか徹底されない状況にあるため、細かい雑紙については紙袋などに入れてまとめて出すよう広報紙において啓発しております。

引き続き分別の状況を確認しながら、周知方法についても検討してまいりたいと考えております。

プラスチック類につきましては、ペットボトル以外は現時点では燃やすごみとして回収しておりますが、容器包装リサイクル法やプラスチック資源循環促進法が施行され、プラスチ

ック類の分別回収から資源化への取組が求められております。

現在、収集されている紙類やペットボトルの資源ごみは広域の保健衛生センターに搬入し、業者により資源化されております。

プラスチック類につきましても、同様に広域で処理することが想定されます。その場合、分別の種類や再商品化、ストックヤードの整備等が必要となりますので、現在広域及び那須烏山市と協議を進めているところです。

県内市町の取組などを参考として、引き続き検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目、厨芥類、草、木、竹類等の堆肥化についてですが、現在馬頭地区及び小川地区の市街地において、生ごみ堆肥化事業を実施しており、毎年約200トンの生ごみを回収し、堆肥化をしております。その他の地域につきましても、生ごみ処理機器購入補助制度の活用により堆肥化を推進しているところです。

草、木、竹類については、現在燃やすごみとして処理しているところですが、草、木、竹類については、生ごみと合わせ堆肥化も一つの処理方法と考えております。現堆肥化施設の設備や処理体制、運搬方法など課題があるところです。

町としても、できる限り燃やすごみを削減したいと考えておりますので、今後とも堆肥化や別用途での活用ができないか調査研究してまいりたいと考えております。

次に、3点目、1人当たりのごみの年間排出量の目標値についてですが、2025年、令和7年度の目標値236キログラムについては、第2次総合振興計画の基準年である平成27年度の291キログラムを基準として策定した目標値であり、変更する考えはありません。

参考ではありますが、令和2年度における年間排出量の国平均が329キログラム、県平均が338キログラムとなっております。

次に、4点目、戸別収集への取組についてですが、現在、町では町内406か所に設置したごみステーションによる収集を基本としています。

戸別収集については、申請があった粗大ごみについてのみを実施していますが、2か月に1回の実施で、1回当たり約10軒程度の収集となっております。

町内5,800世帯を対象として、資源ごみ等を戸別収集することは、収集のコスト、手間、さらに、収集運搬事業者での人材確保の面からも困難であると考えております。

分別収集の徹底については、引き続き各戸配布の手引や町広報紙のほか、新たな周知方法を検討してまいりたいと考えております。

最後に、5点目、ゼロ・ウェイストに対し、どのように町民の理解を得るかについてです

が、ゼロ・ウェイストとは、1点目で答弁したとおりでございます。

町では総合振興計画や環境基本計画に基づき、循環型社会の構築のための施策として、生ごみ堆肥化事業や生ごみ処理機器購入補助制度、紙パック資源化事業、小型家電の拠点回収などを展開し、町広報紙やホームページなどで事業の目的や制度の周知を図っているところです。

また、地域団体などが取り組む資源ごみ回収報償金制度については、区長会議において取組の協力依頼や各種団体が開催する環境学習会などの機会にゼロ・ウェイストへの協力をお願いをし、町民の理解を得られるよう努めております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 1点目に関する再質問です。

燃やすごみの袋に入れられているものを現在大桶にある広域の衛生センターでは定期的に調べて分析をしています。燃やすごみの中で一番多いのが、紙類約40%です。2番目がプラスチック類で約24%となっています。

紙類とプラスチック類を資源として回収していくことは、ごみを極力なくしていく上で大きな鍵となっているのだと思いますが、どう思いますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、広域の保健衛生センターで年に数回、ごみ質の分析調査を実施しているところでございまして、紙類、ビニール類の入っている割合が高いという状況でございますので、これを分別して資源化にすることによってかなり燃やすごみは減らせるものと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 先ほどお答えの中にもありましたけれども、紙類について述べたいと思います。

新聞紙とチラシは、月に1回収になっていますが、これはひもで縛って出されているのが確認されます。ほとんどの家庭でそうして出しているというふうに思っています。雑誌や

本、これも回収日にかなり出ています。しかし、それ以外の紙類、いわゆる雑紙と言われるもの。恐らくほとんどが燃やすごみになっているのではないかと思います、そう思われますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにかなり多くの雑紙が含まれているということは認識をしているところでございます。この中でも、町民の中には、しっかりと分別をしていただいている方もいらっしゃいます。周知の徹底が、その辺が必要な課題と考えているところでございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 新聞、チラシ以外のいわゆる雑紙ですね。それは昨年9月の広報紙で、それまでは縛って出すというのが、絵として描かれていましたけれども、紙袋に入れて出していいという知らせを出してもらいました。その結果、資源として出される雑紙、これは目に見えて増えたと考えているのでしょうか、いかがですか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） ただいまのご質問にお答えします。

目に見えて増えているかのご質問でございますが、細かい確認をしていないところでございますので、その辺の確認というのがしっかりされた中で、その後の対策を考えていかなくはならないと考えているところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 私がずっと気にして見ている範囲では、ほとんど紙袋に出された雑紙というのはいないんですよ。私が出しているごみステーションにも残念ながら私は見たことがありません。

その雑紙は、回収されて、加工されてどんなものになるのでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） ただいまのご質問にお答えいたします。

回収された雑紙がどのようなものに再生されるかということでございますが、段ボールであったり、また、同じような菓子箱であったり、そういったものに再生されるものと考えて

おります。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 私が調べたところでも、段ボールに加工されるということが多いようです。段ボールは何回でもまた段ボールとして加工し直されて、また使えるということで、そういうことが町民にはよく分かっていないかもしれないなというふうな思いでいるんです。資源として回収されて、その後どうなるのかまで示すことによって、出すほうの意識が変わっていくのではないかと思います、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、回収されたものがどのような経路で製品化されているということも、やはり町民の方に分かっていただくことが大切であると考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 私もそう思うんですね。一体これがどうなるのかということが分からないと、なかなか雑紙を一生懸命取っておいて、燃えるごみと分けて出そうという気にならないかもしれません。ですから、ぜひとも町民によく分かるようにお願いしたいと思います。

それから、プラスチック類についてですが、町は今、燃やすごみとして扱っています。しかし、このプラスチック類を回収している自治体が県内でも広がっているのではないかと思います、つかんでいたらお示しいただきたいと思います。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 答弁いたします。

正確な市町村数は確認していないところでございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 私が知っているところでは、宇都宮市など3分の2の自治体がプラスチックの回収に取り組んでいるようです。ぜひとも町でもつかんでいただきたいと思います。この那珂川町では、プラスチック類を燃やすごみから資源回収へと大きくチェンジしてい

く、これもごみゼロへの一つの転換点だと思いますが、どう思いますでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） 議員がおっしゃいますとおり、南那須広域の処理施設の新設等課題を抱えているところをごさいますて、新設することは多額の税金を投入することになるということで、できる限り燃やすごみを削減していくというような考えで、今後なお一層町民の協力を得ていかななくてはならないと考えているところです。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） ぜひとも広域も含めて検討をお願いしたいと思います。

2点目の質問です。

厨芥類、台所から出るいわゆる生ごみですけれども、町は一部で回収して堆肥化しています。素晴らしいことだと思いますが、私たちが購入しているごみ袋には、台所からのごみについてどう書かれていますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

燃やすごみとして出すように記載されていると思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） こういうふうには書いてあります。「台所からのごみは十分に水を切ってください」と。今課長が答弁したように、基本的には燃やすごみになっています。ごみ全体の中で厨芥類、生ごみは約14%です。水を切ってもほとんどが水分でできていますから、これを燃やすには火力を上げなくてはなりません。二酸化炭素がたくさん発生します。

町では、一部地域で行っている生ごみの回収、堆肥化の地域を抜本的に広げる計画はありますか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

生ごみ堆肥化事業の拡大でございますが、確かに町としてもできる限り区域を拡大したいという考えは持っているところがございます。しかしながら、その収集であったり、処理で

あったり、そちらにかかる人員の確保であったり、そういった部分が請負事業者のほうでも課題となっているところがございます。

その辺を課題を解決できるような取組を考えていかななくてはならないと考えているところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 課題があるということですね。そうだと思います。

現在回収を行っていない地域については、基本的にはコンポストなどを活用してもらおうと考えているのでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

先ほど1回目の答弁の中で、対象区域以外につきましては、生ごみ処理機器等の推進を図っていくという答弁をさせていただいたところです。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 現在町から補助が出ていますね。コンポストに関しては3分の1補助が出ていますが、簡易のコンポスト、数千円で購入できる、それについては全額補助するなどの思い切った施策が必要ではないかと思えますけれども、3分の1の補助ではなくて全額補助、思い切っていかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

確かにコンポストの普及を進める上でも補助率を上げるというのは、必要な部分であろうと考えているところございまして、来年度の見直しを図ってまいりたいと考えているところでございます。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） ぜひ見直していただきたいと思えます。

それから、室内にも置くことができ、臭いに悩まされずにごみを片づけてくれるごみ処理機、こういうのがありますね。数万円で購入できると思えますけれども、神奈川県の鎌倉

市では、購入費用の75%、最大4万円まで、それから、同じ神奈川県の秦野市では5万円まで補助をしています。町でも補助をしていると思いますけれども、それを引き上げる考えはありますでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

先ほど答弁させていただいたように見直しを考えておりますので、その中で検討させていただければと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） いわゆるコンポストと言われる簡易型の処理機と、それから臭いも出さない、すぐに処理してくれるいわゆるごみ処理機、そういうものについての補助を考え直すということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

木や竹は燃やすごみの中で約14%を占めています。木や竹、これは草も含めてですけども、細かくしてしまえば、畑や田んぼに入れることができます。独自に回収してチップにし、生ごみ堆肥のように欲しい方にあげたらいいのではないかと思います。チップにするための機械が必要だと思ひますけれども、そういう考えはないのでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

1点目で答弁したとおり、木、竹、草類については、堆肥化というのも一つの処理方法と考へているところがございます。燃やすごみを限りなく減らす中では、そういった取組というものも必要だと考へているところですが、現在におきましては、その収集方法であったり処理方法、また何に処理するのかという部分で検討を進めなくてはならないと考へております。できる限り燃やさないという方向で処理していきたいと考へているところがございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 今、竹などもはびこって困っているというそういう家庭もたくさんあります。こういうふうに資源として利用できるならば、もっと積極的に竹やぶの整理をしようという方も生まれるのではないかと思いますので、ぜひとも検討してなるべく早く方策を立

ていただきたいと思います。

3点目に関しての再質問です。

町が本気でごみゼロに取り組めば、桁違いにごみを減らすことができると思います。今まで取り上げてきた紙類、プラスチック、生ごみ、草、木、竹を合わせると燃やすごみとして扱っているものの90%を軽く超えます。布類、これも回収に回せるものがあります。そうすれば、燃やすごみというのはほとんどなくなります。

今、広域で考えている焼却処分場、これにかかる費用は100億円とも言われています。3分の1国の補助だとしてもこの町にもかなりの負担がかかってくることは間違いありません。その費用も抜本的に減らすことができると私は思っています。

そして、この取組を通して、那珂川町民の一体感が高まっていくのではないかと私は思いますけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 川俣議員のおっしゃることは、重々私もそのとおりで思っています。

ただ、それを実現するためには、いろんな課題をクリアしていかなければならないと考えています。最初に川俣議員がおっしゃった紙類の分別からプラスチック分別から、これをみんながやらないとできない、こういうことになります。

そういう中で私も紙類の分別、雑紙やっていますけれども、一番苦労したのが、包装紙なんです。包装紙がきれいにはがれれば、畳んで出せるんですけども、なかなかそうもいかない。手でぐしゃぐしゃとしてしまうと、燃やすごみに入れてしまう。そういう方がたくさんいらっしゃると思います。ただ、それも丸めたものは袋に入れて出せる。これが皆さんに分かっていただければ、相当減る、こんなふうになります。

いろんな取組の中で、少しずつ減らしていかなければならない。私もそう思いますけれども、本当に燃やすごみ、限りなくゼロ、これが私も本当に願望として思いますし、そういう自治体が国内にはある、これも承知をいたしております。そのためには、住民へのご負担も相当かける。議会だけでなく、当然負担もかかってくる。それをどこまで高齢化の中でしていただけるか、こういうものを総体的に考えて、まずは、ゼロ・ウェイストを目指して取り組んでまいりたいと思いますので、ご協力よろしくお願いいたします。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 同じ方向を向いているのではないかというふうに私も考えます。

それで、このごみの問題を今急いで取り組まなければならないのは、先ほど申し上げましたとおり、広域での移転問題、これが絡んでいるからです。どういう焼却場を造ったらいいか、どこに造ったらいいか、そういうことを急いで決めなければならないという課題になっています。ですから、町が那須烏山市と協力しながら、こういうふうにすればごみをなくせるのではないかと、取り組んでみようと、そういう意識を持って進んでいってほしいと思っています。

4点目について、ごみの集め方、これ様々あります。一つの方法として、個別収集、これを行っている自治体もあります。メリットとしては、ステーションまで運ばなくてもいいので、ごみ出しが楽になり、各自の責任がはっきりします。デメリットもたくさん、先ほど課長がおっしゃったようなものもありますが、ごみ資源の回収方法としての一つの方法としてこれがあると。研究課題にすることはできないでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

研究課題ということでございますが、最初に答弁したとおり、今のごみ収集の仕組み自体もなかなか人材を確保できないという現状もございます。その中で実施するとなりますと、いろいろデメリットの部分がございますので、個別収集ということについては、現在のところは考えることはできない状況でございます。

町といたしましても、来年度、各行政区単位で拠点回収という手法を実証実験的に進めていきたいと考えているところでございます。地域の皆さんが協力して資源ごみの分別であったり、そういった部分の周知徹底がそういったことによって図られるのではないかなと考えております。

また、収集・運搬にかかる負担も軽減できるのではないかなと考えているところでございまして、来年度少しずつではございますが、そのような実証実験にも取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（益子純恵） 川俣義雅議員。

〔6番 川俣義雅 登壇〕

○6番（川俣義雅） 高齢化が進んでいるというのがこの町の課題でもありますけれども、そういうときにごみがきちんと出されるということも、今大変な課題になりつつあると思うんです。ステーションが、家がぼつんぼつんしかないところでは、ステーションまでの距離

が長い。そこまで持っていけないというそういう悩みを抱えている人、これからも増えていくと思います。そういうときにどうするかと、どう対処するかということももう考えていらっしゃると思いますけれども、検討していただきたいと思います。

5点目の町民の理解を得るためですが、まず、町はなぜごみゼロを目指しているのか。今のごみの集め方をどのように変えていけば、達成できるのかを町民の皆さんに、まず分かってもらうことが必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 生活環境課長。

○生活環境課長（薄井 亮） お答えいたします。

川侯議員おっしゃるとおり、やはり町民の皆様のご協力がないと、ごみゼロを成し遂げることができませんし、ごみの回収、分類方法なども検討していかなければならないと考えておりますので、そういうスタンスで町民の理解を得られるように取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 川侯義雅議員。

〔6番 川侯義雅 登壇〕

○6番（川侯義雅） そのために町の人たちによく分かってもらうために、どんなことをやるかということについては、先ほど広報紙などを中心にやっていきたいというふうにお答えになっていますけれども、広報紙だけではなかなか進まないと思います。できれば、町政懇談会等できちんと課題として提示して、町民の皆さんにこういうふうにやっていきたいのだけれども、協力願えないかと。あるいは広報紙でやる場合にも、特集を組んでごみ問題、こうやって町を変えようと、そのようにしてもらえたらいいかと思っています。

そして、理解し、協力してもらおう上で頼りになるのが、私は子どもたちだと思います。これからの社会を支えていく子どもたちは、環境問題に非常に敏感で、正義感もしっかり持っています。

時間がないので、少しだけ、これも下野新聞に載った投書、ほんの少しだけ読ませていただきます。これは小学6年生が出したものです。

「昔より人工物が増えて地球が汚くなっています。今こそみんなでごみを減らす取組をするべきではないでしょうか」ということで、子どもたちは、もうこれから先のことをいろいろ考えています。温暖化が進む中で、地球の未来に危機感を抱いている子どもたちと一緒に取り組んでいくといいのではないかと思います。町民みんなが大人も子どもも力を合わせて

取り組んでいけたら、那珂川町がもっと誇りに思えるようになるのではないかと考えています。

以上で私の質問を終わります。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員の質問が終わりました。

ここで休憩いたします。

再開は午後1時20分といたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 1時20分

○議長（益子純恵） 再開いたします。

---

#### ◎発言の訂正

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 午前中の川俣議員の一般質問の再質問の答弁の中で、若干、正確でない部分がありましたので、訂正したいと思います。

まず、小・中学校の健康診断の根拠となる法令名ですが、「学校保健法」ではなくて「学校保健安全法」となりますので、訂正いたします。

それから、聴力検査について実施していないと申し上げましたが、全ての学年では実施していないという状況でございますので、こちらも訂正したいと思います。

以上となります。よろしくお願いいたします。

---

#### ◇ 益子明美

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問を許可します。

9番、益子明美議員。

[ 9 番 益子明美 登壇 ]

○ 9 番 ( 益子明美 ) 9 番、益子明美です。

通告書に基づき、2 項目について一般質問を行います。町執行部の建設的な答弁を求めます。

1 項目めは、重層的支援体制整備事業について伺います。

地域住民が抱える課題が複雑化し、1 つの世帯に複数の課題、8050 問題や介護と育児のダブルケア、ヤングケアラーやごみ屋敷問題など、そして世帯全体が孤立するなど、抱える問題が複合化してきました。そのため、従来の支援体制では課題があり、このような複合的な課題やはさまのニーズへの対応が困難となり、包括的な支援体制の構築を町が創意工夫をもって円滑に実施できるよう、社会福祉法に基づく新たな事業として重層的支援体制整備事業が位置づけられました。

那珂川町では、県内でも先行して「我がこと・丸ごと」地域づくり事業を推進し、ひきこもり支援対策では、厚労省が行った昨年 6 月の市町村セミナーで、那珂川町地域力強化推進員の方が事例発表を行うなど、県内他市町に先駆け、先進的な取組を行っていることは大変評価されるべきことと認識しています。

そこで、今後さらに発展させていくべき事業として、細目 4 点について伺います。

細目 1 点目、重層的支援体制整備事業の取組状況と課題について伺います。

細目 2 点目、現在、3 地区の福祉相談センターにおいて福祉相談事業が行われていますが、今後も 3 地区での実施を継続させていくか伺います。

3 点目、地域づくり事業としての農福連携についてですが、農福連携とは、障害者等の農業分野での活躍を通じ、自信や生きがいを創出し、社会参画を促す取組で、農業・農村における課題と福祉における課題、双方の課題解決とメリットがあるウィン・ウィンの取組とされています。この農福連携を進めるべきと考えますが、町の考え方を伺いたします。

4 点目、地域の健康づくりを支える新たな取組として、コミュニティナースという存在があります。コミュニティナースの育成支援を通じた健康的なまちづくり推進事業を行っている島根県雲南市では、事業について次のように述べています。

予防看護の担い手の数が限られている我が国では、とりわけ高齢化、人口減少の進む地域の高齢者や現役世代が医療機関にかかる前の日常の段階で健康の専門家に出会えず、自身の健康に気づき予防するきっかけを得られていません。コミュニティナースは、地域に向いて住民の日常生活の中に入り込み、医療機関や行政などとも連携しつつ、住民の健康と幸福

に寄与する様々な活動を制度に縛られることなく、住民と共に実践します。

地域づくりの中でコミュニティナースの果たす役割は大変大きいと感じます。那珂川町でも新たな取組としてコミュニティナースの育成や支援を行うべきと考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

以上、1回目の質問といたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 重層的支援体制整備事業についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目、重層的支援体制整備事業の取組状況と課題についてですが、現在、地域における福祉へのニーズは多様化、複雑化しておりまして、地域コミュニティ内で相互の関係性の希薄化が進む中で、ひきこもりなどの社会的孤立やいわゆる8050問題、ダブルケアなど、複合化、複雑化した解決困難な相談が増えてきております。

そのため、国は、社会福祉法を改正し、市町村において全ての地域住民を対象とする包括的支援の体制整備を行う事業として、重層的支援体制整備事業を新たに創設いたしました。

重層的支援体制整備事業は、市町村において、既存の相談支援や地域づくり支援の取組を生かして、子ども、障害、高齢、生活困窮といった分野別の支援体制では対応し切れないような地域住民の複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するために、属性を問わない相談支援、社会参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するものです。

事業の取組状況としましては、当町では、令和6年度の事業開始に向けて、現在、重層的支援体制への移行準備事業を実施しております。

相談・支援に関わる既存の事業は、事業開始後にも生かしていきますが、移行準備事業の新たな取組として、地域力強化推進員を配置して、ひきこもりの方を支援する「のんびりカフェ」や「ひきこもりキャンパス」などを実施しております。また、来年度は、ひきこもり当事者の自立に向けた職場体験や地域における有償ボランティア活動なども開始する予定です。

事業の課題としましては、重層的支援体制整備事業では、事業の対象者を限定せずに全住民を対象者として、実施する市町村に対して交付金を一体的に交付することで、先行的な取組や創意工夫をもった取組が可能となるようになっております。

そのため、制度によって決められた明確な道筋のある事業ではありませんので、どのような事業が最も有効であるのか、那珂川町の住民のニーズに合っている事業なのか、支援から

取り残される人を少なくできる事業なのか、地域住民や関係機関の既存の取組の主体性を尊重した事業となっているのかなどの点を十分に考慮して支援していく必要があります。そういった最適な支援体制をつくり上げていくことが、今後の新規事業の立ち上げや事業開始後の運営における課題であると考えております。

次に、2点目、福祉相談支援センター3地区での実施についてですが、当町では、複雑で複合的な問題を抱える世帯などが身近な地域で包括的に相談できる場所づくりを、重層的支援体制事業の前段階であるモデル事業として始めました。平成31年度から福祉相談事業をはじめ住民が身近な場所で相談できるように、東部、西部、中央の3地区に分けて、地区ごとに社会福祉法人などに相談業務を委託して実施しております。

今後、令和6年度に重層的支援体制整備の本事業が開始されますので、引き続き3地区で相談業務を実施し、自立した生活への支援と福祉の向上を図るため、福祉相談支援センター事業の強化を図っていきたいと考えております。

次に、3点目、地域づくり事業としての農福連携についてですが、栃木県では、障害者福祉施設と農業者との農福連携マッチング事業を進めており、県内では様々な農福連携の事例があるようですが、町内において、施設と農業者との農福連携は確認できておりません。

町の事業としましては、今年度、ひきこもりの方への支援として、イチゴやレモン、桑の実などの果実の収穫作業体験を町内の農家の協力を得まして、重層的支援体制整備の移行準備事業として試行的に実施いたしました。

農福連携のメリットとしましては、障害者側に限っても、自然の中に身を置いて体を使うことによる身体的、精神的なプラスの効果や規則正しい生活習慣が身につくこと、地域コミュニティへの参加機会が得られることなどがあるとされておりまして。

町内における農業者や福祉施設との農福連携につきましては、農業担当部署とも連携しながら対応していきたいと考えております。

次に、4点目、コミュニティナースの育成や支援についてですが、島根県雲南市で始まった地域で活動する看護師を中心とした地域看護、すなわちコミュニティナースの活動は、地域の中で「お節介」をやきながらまちを元気にすることや、日常的に住民と接しながら、普段から健康意識を高めるアプローチや病気の早期発見、医療や福祉・行政機関への橋渡しなどを行うことなどがあります。

町内においても、県北地区を中心に活動しているコミュニティナースが、家事の手伝い、高齢者の話し相手、服薬のサポート、病院の診察への付添いなど、生活支援サービスを行っ

ていると聞いております。

コミュニティナースにつきましては、高齢化が進む当町において、地域で困難を抱える方に対するアプローチの幅を広げ必要な支援の手から取り残される方を減らすために、意義のある活動だと認識しております。

今後、コミュニティナースへの支援や育成につきましては、栃木県や他市町の動向も踏まえ、また実際に活動している方の意見も聞きながら、どのような支援が可能なのか検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 再質問を行います。

取組課題として挙げられていた課題としての有効性、住民ニーズに合っているのか、支援から取り残されている人を少なくできるのかという点ですが、そのように住民の支援を求める実態というのがあると思うんですが、そことかけ離れない支援にしていくためには、どのようなことが大切で必要であると考えなのか伺いたします。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 現在、健康福祉課で高齢者に関しては包括支援センター、それから障害者関係に関しては基幹相談支援センターというところで、実際に支援・相談活動を行っております。そういったところで実際に相談を受けたり、支援をしたりしている中で、関係者からいろいろ話を聞いておまして、そういったところで住民の声、関係者の意見をしっかりと把握・収集いたしまして、それを今後の事業づくりに生かしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 様々な分野から課題が挙げられてくるわけですね。それをでは具体的にどこで一括して連携して、その課題に対する支援を行っていくということを考えていくのか。会議の場というのはどこになるのか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまの質問にお答えいたしたいと思っております。

こちらは、支援関係をまとめる場といいますか、支援の調整を行ったりする総合的な機関として、重層的支援会議というのがございます。那珂川町でも重層的支援体制整備支援会議というものを設置いたしまして、そこを中心に、こちらは行政機関や関係機関などの関係する部署が入っているわけですが、この中で綿密に情報を収集・交換しながら、実際に支援がどういうふうになっているのか、適切なのかどうかということをその中で検討しながら進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 重層的支援会議の中で様々なケースに対して対応を考えていくということなんですが、既にこの重層的支援会議というのは立ち上がっていると考えてよろしいのでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） 重層的支援会議につきましては、今後立ち上げる予定になっております。現在、基幹相談支援センター、それから福祉相談センター、それから地域ケア会議がありますが、それらの会議を生かしまして、地域ケア会議というものを重層的支援会議に発展させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 現在ある地域ケア会議を重層的支援会議に振り替えていくというようなお話でした。今、地域ケア会議として様々な相談に対応されているので、それをもう少し包括的にほかの会議も合同して重層的支援会議にしたほうが、会議ばかりがあるという感じで担当は大変かと思うんですが、今ある会議はそのままで、さらに重層的支援会議を地域ケア会議と振り替えるというお考えでよろしいでしょうか。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまの質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、現在の地域ケア会議というものの、内容や構成する関係機関は若干増えたりすることはあると思いますが、基本的に今あるものを発展させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） その地域ケア会議でケース事例などを発表して、それをいろんな考え方を共有しながら解決に導いていくということがなかなかできていないというようなお話もあって、今、受けている担当のことだけを話すということではなく、これからは重層的支援会議の中で、それぞれの事例をきちんと統括して最適な支援に結びつけるというような会議にしていればなというふうに思います。

もう一点伺いたしますが、この事業が既存制度の対象事業として、介護、障害、子ども、困窮等が一体化される事業というふうに理解するんですが、そういった事業を一体化されるということで予算が一本化されると思うんですが、そうすると、事業縮小になるものが出てくるのではないかとということも危惧されます。既存事業の縮小になるようなものというのはないのか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまの質問にお答えいたします。

事業が一体化すると申しましたが、実態としましては、国のほうから一括して交付金が来まして、それを各分野、高齢とか子育てのほうに振り分けるという形で、実際には、もともと担当していた部署が行うという形になります。

特に縮小するというのではなく、逆に分野を超えた事業も交付金ということで、どちらの枠も超えてできる交付金ですので、そういったものはやりやすくなるのではないかと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美登壇〕

○9番（益子明美） 交付金が減額になるということではなく、重層的支援整備事業の中でより最適な支援ができるようになるということで理解させていただきたいと思います。

細目2点目の福祉相談事業についてですが、3か所ある福祉相談事業所がそのまま存続されるということで、その支援の強化に努めたいという答弁があったと思うんですけども、この事業所の強化というのはどのようなことを考えられているのか伺います。

○議長（益子純恵） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（薄井和夫） ただいまの質問にお答えいたします。

福祉相談事業の強化ということでございますが、実際、相談を行っていただいているんですが、各事業所それぞれ得意分野、不得意分野があったりということもありまして、相談件数に開きがあったりなどもございます。

それから、福祉相談事業所でなるべく解決できれば、基幹相談支援センターの負担が軽くなるんですが、実際は負担が相当町のほうにきているような状況もありますので、そちらもうまく役割分担などを考えて、最適な形でできるように考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 3か所それぞれ得意分野があるということで、相談件数にばらつきがあったり、町の健康福祉課の中でセンター的機能の中で受けている相談件数が多いのでというお話があったかと思います。その部分に関しては、きちんと3か所に振り分けていく、そういったことも考えていただければと思います。

細目3点目に移ります。

農福連携についてですが、令和4年度既に農業者のところにひきこもりの方が社会参画の一つとしてお手伝いに行ったりしているということを挙げられていました。ただ、この農福連携に関しては、具体的な事業に対する補助金とか交付金は産業振興課のほうに当たってくるのかなと思いますけど、産業振興課できちんと農福連携というものを取り組む形を考えていただかなくてはならないかなと思うんですが、産業振興課長、どのようにお考えになるか伺います。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） ただいまの質問にお答えします。

農福連携、この名称が出てきたのはここ二、三年かと思います。特に、コロナ禍になりまして、外国人労働者が、農作業労働者がなかなかこちらへ来ていただけないという中で、農福連携という言葉が一躍脚光を浴びてきたところで、国のほうにおいても、重点的に事業を進めてきているところでございます。

先ほど、健康福祉課長が言ったとおり、町内での取組の実例は現在ございませんけれども、昨年、令和4年4月に私どものほうに相談はございました。大山田の工業団地の1つの会社

がなかが和苑のほうとの連携をしたいということで、何度か相談を受けまして、両者を取り持ったところではあるんですが、いろいろなハードルがありまして、実現には至っていないということでございますので、引き続き、今年度行った体験収穫などを発展しながらマッチングができればいいなと思っていますので、引き続き支援をしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 令和4年の4月に相談があつて、なかが和苑と連携されたということなんですが、具体的に課題としてどういうことが挙げられましたか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 企業側としましては、単純作業ということで、最後の袋詰め、シール貼り等々をお願いしたいということでありました。なかが和苑さんのほうでは、作業自体に対する納品時間的なもの、その他には作業をする場所、冷蔵庫等々設備が整っていないなど、様々な課題があつたそうです。知り得ている情報はその程度です。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 実際に相談があつてそういう需要があるということですから、これはぜひ実施主体となる協議会をきちんと立ち上げて、そういったマッチングに町も取り組んでいかなければならない時期にきているのかなと思います。農業に対する人手不足を解消する福祉分野における就業機会を創出する、そういったところで町が主体となって実施主体となる協議会を設立すべきと考えますが、そのお考えはありますか。

○議長（益子純恵） 産業振興課長。

○産業振興課長（深澤昌美） 農福の農のほうの関係での協議会としては、特段まだ考えてはございませんけれども、既存の団体等、農協さんをはじめ、認定農業者連絡協議会、あるいは、農協の各部会等々ございますので、そういうところのニーズ調査、現在では、畜産関係で外国人労働者をたくさん入れていたりする方もいますので、そういう現状把握とニーズ調査、それに福祉関係者が対応できるかどうか。先ほど申したように、収穫作業のJA出荷は2時半までと期限が決められている中での作業となりますので、そういうものに対応できるかなど、様々な問題がありますので、すぐに協議会というところにはいけないので、それぞ

れの部会や既存の団体等で協議していくことになると思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 一方で、この重層的支援整備事業がきめ細やかに支援をするという計画が立てられていく中で、そこの社会参画という部分で受皿が不足している部分があるわけですね。この農福連携というものをその受皿の一つとして、きちんと町のほうでニーズ調査をしていただき、協議会となるもの、協議会ができれば県のユニバーサル農業発展支援事業等を活用することもできますので、ぜひニーズ調査それから関連事業者と連携して、話し合いを進めていただければと思います。

細目4点目、コミュニティナースの取組については、課長答弁の中でコミュニティナースの存在意義と活動を認めていただいている答弁もいただきましたので、ぜひこの重層的支援体制整備事業の中でコミュニティナースとしてどんな事業ができるかということも踏まえながら、令和6年度からの事業に向けて取り組んでいただきたいと思います。

このコミュニティナースは、地域に出向いで住民の日常生活の中に入り込んで、医療機関や行政などと連携しつつ、住民の健康と幸福に寄与する様々な活動を制度に縛られることなく住民と共に実践しますと一番最初にお伝えしましたが、そういった活動ができるコミュニティナースですので、役割は大きいと感じます。那珂川町でもぜひ新たな取組としていただきたいと思います。

2項目めの質問に移らせていただきます。

馬頭高校への支援について伺います。

栃木県教育委員会の第二期県立高等学校再編計画の中で、平成30年度から馬頭高校を3学級特例校として5年が経過しました。再編計画の基本的な考え方の中で、特例校とした後も入学者が募集定員を下回り、将来的にも募集定員分の生徒の確保が困難であることが見込まれる場合には、地元地域とも十分に協議し、統合などを行い、募集を停止するかまたは募集定員を減らして2学級特例校として生徒の募集を続けるとしています。

今年度の出願状況も最終確定で出願倍率0.33倍と厳しい状況が続いています。馬頭高校における現状の生徒数は、令和4年度、普通科の生徒147人中那珂川町の生徒は79人で53%を超えています。那珂川町の生徒にとって、また地域の高校として馬頭高校はなくてはならない存在です。馬頭高校存続のために何とかしなくてはなりません。町として、重要かつ喫

緊の課題であると捉えていただきたいという考えの下、細目4点について伺います。

細目1点目、町は、高校魅力化プロジェクトによるコーディネーターの配置に向け取り組んでおりますが、コーディネーターが行う取組内容について伺います。

細目2点目、公営塾設置に向けて馬頭高校の先生方によるワーキンググループ会議が行われていますが、先生方の考えをどのように捉えているか伺います。

細目3点目、町長は、議会からの一般質問等において、馬頭高校存続に対する考えを問われるたびに、あらゆる手段を通じて存続を訴えるとしてきましたが、具体的に県教育委員会にどのような要望をしているのか伺います。

細目4点目、馬頭高校存続に対する町長の思いを伝えるため、また高校魅力化プロジェクトを町ぐるみで進めていくためにも、馬頭高校に出向き、先生方に思いを伝えていくべきと考えますが、いかがお考えになるか、町長の考えを伺います。

以上、1回目の質問とします。

○議長（益子純恵） 町長。

〔町長 福島泰夫 登壇〕

○町長（福島泰夫） 馬頭高校への支援についてのご質問にお答えいたします。私からは、3点目と4点目についてお答えをいたします。

まず3点目、県教育委員会への要望についてですが、昨年8月に開催されました那須・南那須地区のブロック別市町村長会議において、県立高校の存続について知事に対して要望したところです。今後も様々な機会、県や県教育委員会に対して、馬頭高校の存続を要望してまいりたいと考えております。

次に、4点目、町長の思いを先生方に伝えていくべきについてですが、毎年、那珂川学が始まる時期に私が高校に出向き、1年生を対象に講話を行っております。生徒の中には町外出身者も多数いることから、町の概要のほか、観光資源や特産品などの地域資源についても説明しております。また、馬頭高校の魅力についても触れ、馬頭高校が町にはなくてはならないということを伝えております。講話には、担任の先生をはじめとした先生方も聴いてくれていますので、私の思いも少しは伝わっているのではないかと考えております。

馬頭高校の魅力化プロジェクトを推進するには、高校の協力や理解も不可欠でありますので、必要に応じて先生方ともお話しする機会を持てればと考えます。

その他の質問につきましては、担当課長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ご質問の1点目、コーディネーターが行う取組内容についてお答えいたします。

町では、令和5年度から馬頭高校の魅力向上に取り組むため、地域おこし協力隊を採用することとしております。隊員の選考は既に済んでおり、4月から着任することが内定しております。

隊員には、馬頭高校が取り組む地域学習である那珂川学のサポートのほか、生徒のニーズを把握しながら、高校や町に愛着を持ってもらえるような事業の実施や水産科をはじめとした馬頭高校の特徴的な取組などの情報発信などを行う予定であります。

次に、2点目、公営塾設置に関する先生方の考えをどのように捉えているかについてですが、馬頭高校の魅力向上に向けたワーキンググループの設置であり、参画している先生方は、生徒にとってよりよい公営塾となるよう貴重なご意見やご提案をいただいております、大変ありがたいことであると感じております。

公営塾については、一般的には進学を目指すための学力向上に重きを置き設置されているものと認識しております。

しかし、馬頭高校においては、進学よりも就職を希望する生徒のほうが多い状況であることから、馬頭高校に合った公営塾の在り方を模索していく必要があると考えます。4月からは地域おこし協力隊も関わり、馬頭高校に合った公営塾の運営を高校や地域と連携しながら進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 再質問をさせていただきます。

令和5年度から地域おこし協力隊がコーディネーターとして配置されることが確定しております。地域おこし協力隊ですから、那珂川町の方ではないので、那珂川町をまず知っていただく、馬頭高校を知っていただくまでには時間がかかることだと思います。コーディネーターへのサポート体制というのはどのように行われるのか伺います。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、地域おこし協力隊は都市部からこの地に着任ということになります。今回着任する地域おこし協力隊につきましては、県内の大学を卒業されて学生時代には那珂

川町にも来たことがあるとの話も聞いております。

しかし、十分な情報ではありませんので、地域おこし協力隊を担当する係のほうで、係員と共に来年度初旬からは一緒に行動しながら馬頭高校と連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 係員の職員さんと一緒に行動を共にしてサポートをされるということです。一日も早く那珂川町と馬頭高校のことを知っていただくようにサポートをしていただければと思います。

細目2点目の公営塾、ワーキング会議のことなんですが、先生方のご意見で、どこの場所でそれをするのかということがとても心配されているご意見がありました。高校の教室を使ったときには管理の問題というものがありますし、来年度コーディネーターが来て魅力化を進めるにあたって、生徒たちと一緒にいろいろなことをやるという居場所の問題があります。居場所というのは、なかなか何か外側に造るとしてもすぐにはできないので、まずは役場の空きスペースを活用できないかお伺いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

役場の空きスペースということですが、実際に行う内容、まずは生徒や先生のニーズ、要望等に応じるような事業内容がある程度固めてから、その場所は、高校がいいのか、役場がいいのか、それとも違う場所がいいのかということを見極めながら進めていければと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） もちろん事業内容に応じて適正な場所というのは決まってくると思います。ただ、それが外部になったときに、外部に場所がすぐに設けられなかったときに役場という選択肢もあるのではないかとということでお伺いしました。そのときには、ぜひ役場の空きスペースというものも活用の一つにさせていただきたいと思いますが、再度ご答弁お願いいたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） ただいまのご質問にお答えいたします。

繰り返しになりますが、やはり事業の内容や使用する時間帯等もある程度見極めた上で、なかなか役場の空きスペースというものもないような状況ではありますが、バス停が近いこともありますので、使用することができるのであれば調整のほうはさせていただければと考えております。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 事業内容を確定して、そして適切な場所ということで、役場の空きスペースもその一端に入れていただければと思います。

細目3点目の再質問に移ります。

町長は、昨年8月ブロック別会議の中で、知事をお願いをしたというご答弁でした。知事からどのような返答がありましたか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 誠に言いにくいんですけども、前向きなお答えではございませんでした。ただ、先ほど議員おっしゃったように、第二期県立高校再編計画特例校について、日光明峰高校と、5校がクラスを減らして存続して、その後人数が集まらなければ募集停止とかそういうこともあり得るといふことですが、馬頭高校につきましては水産科もあるし、馬頭高校も含め例えば那須高校、黒羽高校、日光明峰高校、こういう周辺地域の学校、これはこういうことにかかわらず残さなければならない、そういうことをしっかりと申し上げました。その点については理解をしてくれたというか、うなずいてはくれました。

それとは別に、町村長会議というのがあるんですけども、そこへ各町の協議する課題を挙げなさい、こういう依頼がきていまして、その中にも高校の存続を入れさせていただきました。その部分は、県立高校の定数と私立高校の定数、それと定時制、特別支援学校の定数、これを合わせますと、中学3年生の数より約2,000人ぐらい多くなっている、こういうことを申し上げまして、地域ごとの中央の学校に定数を増やすのではなくて、生徒の数に見合った定数調整をしていただくようなそんな要望事項を出させていただいています。

以上です。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 知事からは前向きな答えがなかったということではありますが、当然、知事は、独立した教育委員会が責任を持っておりますので、そこには首を突っ込めないという立場であるかと思えます。ですから、私は、質問では県教育委員会にどのように要望しているのかというふうにお聞きしたんです。どうして県教育委員会には要望をされないんですか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 県教育委員会には、公式には要望はしておりませんが、教育委員会を訪問した際には、何とか馬頭高校を残してください、そういうお話はさせていただいています。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 公式には要望していないけれども、お伝えはしているということです。具体的に公式に要望をしなければいけない時期にきているというふうに感じます。まず、統合検討に当たって、3学級を2学級にするかどうかという意見が教育委員会から聞かれますが、町長はどうお答えになるつもりですか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 3学級から2学級というのは、今ある普通科2学級と水産科1学級をそれを2つにする、そういう考えでよろしいですか。そのときにどうするか、これは慎重に、私独断の考えではなくて、役場庁内それから町の教育委員会、そして馬頭高校、そちらの考えも十分伺って、町としてそれをイエスかノーか答えられるようにしていきたい、このように思っています。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 先日の2月22日に行われた県議会の一般質問の中で、県立高等学校の統合に触れて、県の教育長は、早急に統合計画を立てることを検討すると答弁しています。もはや一刻の猶予もない状況というふうには捉えるんです。

まず、高校再編計画の第2期の中では、3学級特例校なんですよ、馬頭高校は。そうすると、それを2学級に、普通科1学級、水産科1学級にしますかということをや地元地域とも十分に協議してというふうに教育委員会は言っているんですよね。だから、町長の意見も大事ですが、議会の意見そして地域の意見、卒業生や地域住民、これから馬頭高校に進学するか

もしれない生徒たち、様々な意見を聞いて、そしてそれを選択しなくてはいけない。必ずそれは町長の責務として決定を行わなくてはいけない時期がくるわけなんですよ。

そのときに、今3学級ですけれども、2学級にお願いをするということをしないと、もうすぐそれからは統合ということになってしまうんです。まずはこの2学級を存続するお願いを県教委に対して町長も議会も一緒にするというのを宣言していただいて、議会にもその要望を示していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 私としては、3学級で存続してほしいんですけども、それをどうしても2学級にすると、廃校に、募集停止には絶対にしてほしくないです。ですから、最悪でも、議員おっしゃるように2学級でもこの馬頭高校を存続してほしいと、このように考えています。それを私だけではなくて、地域の皆さん、議員の方ともおっしゃいましたけれども、議員さんも町教育委員会、それから馬頭高校自身も本当にそう思ってくれているという自信を持って私は申し上げたいと、このように考えています。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 町長としては、県教育委員会が3学級を2学級にしますかと問われた場合は、きちんと2学級での存続をお願いすると。馬頭高校が存続していくためには、町長のそういった力強い答えとそして議会、地域住民の要望なしにはなかなかかなわないと思います。

前回の再編計画の後、次期再編計画に向けて昨年地域での懇談会がありましたよね。その中で、検討委員会の検討方針というのは、1学年1学級というのは好ましくないという方向性を出しているんですよ。ということは、普通科1学級というのは好ましくないんじゃないかというふうに問われる場合があるんです。そうではなくて、普通科と水産科それぞれ存続してもらうために、1学級・1学級の2学級でお願いできるというふうに考えていただかないといけないと思うんですが、県の教育委員会に公式な要望、統合再編計画を立てる前に要望書を議会と一緒に提出するお考えはないですか。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 議会の皆さんが私と同じ考えを持っていただき、そして学校的意思確認もしっかりしたうえで、要望はさせていただきたい、このように考えています。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） それでは、町長に力強い答弁をいただいたので、早急に整えていただいて、各関係機関と協議をして、県の教育委員会に共に要望をしていくようお願いしたいと思います。

細目4点目なんですけど、この高校魅力化プロジェクトを始めるにあたって、魅力化の3本柱というのは公営塾だったり、カリキュラム教育改革だったり、全国募集、寮の運営というのが挙げられているんですが、その馬頭高校生が地元はずっと続けていただける、外に出ても帰ってきてもらえる、定住に寄与してもらえることを目的に魅力化を始めているというふうに思っているんです。ですから、町が魅力化を通じて馬頭高校のよさを地域に発信して、先生たちにもその思いを伝えるべきだと思ってお聞きしています。必要に応じてというふうにお答えになりましたが、ぜひ話合いの場を積極的に町長から馬頭高校に持ちかけていただけないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（益子純恵） 町長。

○町長（福島泰夫） 私は学校運営協議会のメンバーには入っていませんけれども、協議会の内容は聞きかじりにお伺いしています。

その中で、馬頭高校の地元在住の先生の発言の中にも公営塾について、茂木ではしっかりやっている、こういうのを参考にしたい。また、ある委員さんは、やはりあちらを参考にすべきだとかそういうお話があるというもお聞きしています。そして、町内在住の先生のほかにも若い先生で熱心な方もいらっしゃるって伺っていますので、そういう先生方と共に学校の在り方、どのようにしていったらいいか、それから先生方のお考えも直接お伺いしながら、私の思いも伝えていきたい、このように考えております。

○議長（益子純恵） 益子明美議員。

〔9番 益子明美 登壇〕

○9番（益子明美） 高校に出向いて先生方のお話を直接お聞きになり、そして自らの考えも高校の先生に説明していただくという答弁をいただきました。

町長が動くことがどれだけ高校の先生の気持ちを動かすことかと思います。また、町長が先頭に立って存続に動くことがどれだけ県教育委員会に響くかというのは、行動を起こして知っていきたいと思います。馬頭高校の存続を様々な手法でかなえるために、町長が先頭に立ち、議会や地域住民の皆さんと協力していく体制を早急に構築をしていただくことを要望いたしまして、質問を終わります。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会とします。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時21分